

民暴対策の基本書 6年ぶりの改訂!

民事介入暴力対策 マニュアル

第5版

東京弁護士会 民事介入暴力対策特別委員会／編

A5判・定価(本体4,500円+税)送料350円 ※送料は平成27年1月時点の料金です。

- ◆変容する反社会的勢力の排除に向けて、最新の議論、技術を盛り込み、具体的な対応策を明示。
- ◆関連事件を受任した弁護士だけでなく、企業・官庁の担当者にとっても有益な情報を提供。
- ◆暴対法(平成24年改正法)、最新判例について解説するほか、豊富な書式やモデル条項を掲載。

「刊行によせて」 より

平成19年に犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにより「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が発表され、以降、企業は単に、自らが反社会的勢力による被害を受けないように自社を防衛するだけに止まらず、更に進んで一切の関係遮断が求められるようになりました。平成22年4月1日に、福岡県において暴力団排除条例が施行され、これを皮切りに全国の自治体において暴排条例の施行が進められ、平成23年10月1日には東京都と沖縄県でも暴力団排除条例が施行された結果、47都道府県の全てにおいて暴力団排除条例が施行されるに至りました。今や、企業において暴力団との関係の一切を遮断することは社会的な責務であるとさえ言えます。

また、暴力団対策法は、この数年で数次の改正を重ね、特定抗争指定暴力団等の規定の追加、指定暴力団の不当要求に対する規制の強化及びその防止措置の導入、適格団体による組事務所使用差止請求制度の導入等がなされ、暴力団に対する規制・取締りの一層の強化が進められています。<中略>

本書は、民事介入暴力事件の受任経験が乏しい若手の弁護士が現実の事件に直面した場合に、効率的に、かつ適切に事件を解決できるよう配慮して編集された、極めて実用的なマニュアルです。若手弁護士

を中心的な想定読者として議論を重ねて編集されたものですが、若手弁護士以外にも、民事介入暴力事件にかかわる裁判官、検察官、警察官や、企業や官庁の担当者にとっても、有益な示唆に富む内容となっています。また、本書第4版の刊行(平成21年2月)後の法令の制定及び改正、判例や実務の変遷についても反映されており、現時点での最先端の議論、技術が十分に盛り込まれた必読の一冊としてお薦めできるものです。中でも、近時、各企業において頭を悩ませることの多い、反社会的勢力との関係遮断の問題に関する解説には特に注力しており、当該業務に携わる企業担当者にとっては大いに参考になるものと強く推薦します。

本書が多くの若手弁護士やその他の読者に利用されることにより、ひとつでも多くの民事介入暴力事件が適切に解決され、あるいはその発生をあらかじめ防ぐことができれば、これほど幸いなことはありません。

東京弁護士会
会長 高中 正彦

目次

第1編 総論

第1章 民事介入暴力とその対策

I 民事介入暴力とは

- 1 民事介入暴力とは／2 民事介入暴力の主体／3 行為の内容に着目する／4 付加的判断要素としての行為主体属性

II 民事介入暴力対策の歩み

- 1 民事介入暴力対策の始動:暴力団対策法以前(昭和50年代～平成4年)／2 民事介入暴力対策の発展:暴力団対策法施行以後(平成4年～同19年)／3 民事介入暴力対策の現在の到達点:指針公表後(平成19年～)／4 今後の課題

第2章 民事介入暴力事件の受任に当たって

I 受任・相談に当たっての留意点

- 1 基本的事項の徹底／2 相談時の留意点／3 受任時の留意点／4 速やかな法的措置／5 裁判外交渉

II 警察との連携

- 1 「民事介入の原則」の正確な理解の必要性／2 管轄警察への相談／3 警察からの情報収集／4 警察への協力依頼／5 被害申告・告訴など／6 事件終了時の報告／7 弁護士業務妨害への備え

第3章 暴力団対策法

I 暴力団対策法概説

- 1 暴力団対策法の制定経緯／2 暴力団被害者にとつての暴力団対策法／3 代表者等への損害賠償請求／4 適格団体訴訟制度(平成24年改正)

II 暴力団対策法の改正経緯

- 1 経緯／2 平成24年改正

第2編 暴力団の排除と被害回復

第1章 暴力団事務所等の排除

I 手続方法の選択

- 1 暴力団事務所等の現状／2 取り得る手続の概要／3 手続選択のポイント

II 人格権に基づく暴力団事務所等使用差止請求

- 1 これまでの人格権訴訟の理論的根拠と受忍限度論／2 適格団体訴訟／3 従来型的人格権に基づく訴訟／4 仮処分

III 建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)に基づく請求

- 1 区分所有法に基づく法的手続の概要／2 手続選択のポイント／3 相談・調査段階の問題点／4 総会開催手続上の留意点／5 仮処分／6 本案提起

IV 賃貸借契約の終了に基づく建物明渡請求

- 1 法律相談・調査・準備の段階／2 仮処分申立て／3 保全執行／4 本案訴訟／5 強制執行

V 和解による解決

- 1 和解する場合の条件・条項／2 和解により不動産を購入すること(相手方に金員を支払うこと)の可否

第2章 暴力団被害への対応と損害賠償請求

I 被害者救済の概要

II 暴力団組長に対する損害賠償請求

- 1 組長責任追及訴訟とは／2 組長責任追及訴訟の目的／3 組長責任追及訴訟の準備・要点／4 組長責任追及訴訟の展開と訴訟物の選択／5 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任／6 使用者責任(民法715)／7 共同不法行為責任／8 損害／9 組長責任追及訴訟における立証／10 組長責任追及訴訟の事例

III 被害回復手段としての動産執行

- 1 動産執行の申立て段階／2 差押段階／3 差押動産の換価手続

- ／4 動産に対する仮差押えの執行について

IV 被害者救済のための刑事手続

- 1 被害者参加／2 損害賠償命令制度

V その他

第3編 不当要求への対応

第1章 不当要求行為とは

I 不当要求行為とは

- 1 不当要求行為の要素／2 不当要求行為の分類／3 不当要求行為の問題点

II 不当要求行為への対応(総論)

- 1 相談者の不安を取り除くこと／2 相手方の要求を知ること／3 相手方の要求に応じる義務があるか検討すること／4 不当要求は毅然として断る／5 弁護士が受任した後の動き

第2章 不当要求行為の類型毎の対応方法

I 市民に対する不当要求行為の類型とその対応

- 1 市民に対する不当要求行為／2 市民に対する不当要求行為の類型

II 企業に対する不当要求

- 1 企業対象暴力の問題点・現状／2 企業対象暴力の類型とその対応

III えせ右翼・えせ同和行為者・街宣活動に対する法的対応

- 1 えせ右翼行為／2 えせ同和行為／3 街宣活動

IV 執行妨害

- 1 執行妨害とは／2 不動産執行における執行妨害対策／3 刑事手続／4 近年の執行妨害事件の衰勢

V 倒産と民事介入暴力

- 1 債権者代理人の立場から／2 破産管財人の立場から

VI 振り込め詐欺

- 1 振り込め詐欺とは／2 振り込め詐欺の主な態様／3 手口の巧妙化／4 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺被害者救済法)／5 受任の際の留意点／6 受任後の留意点

第4編 企業活動における反社会的勢力対応

第1章 反社会的勢力との関係遮断

I はじめに

II 平成19年政府指針

III 暴力団排除条例

- 1 暴排条例の概要／2 暴排条例の意義／3 利益供与の禁止等(東京都暴排条例24条)／4 他人の名義利用の禁止等(東京都暴力団排除条例25条)／5 事業者の契約時における措置／6 不動産の譲渡等における措置

第2章 社内体制構築手順

I 社内体制構築のための視点

- 1 非常時に必要な体制について／2 平常時の備え／3 「組織」としての対策であるべきこと

II 関係遮断すべき「反社会的勢力」とは

- 1 「反社会的勢力」の判断基準／2 属性要件と行為要件を併用した判断の実際／3 「反社会的勢力」の拡張的解釈

III 反社会的勢力との関係遮断の宣言

- 1 宣言の必要性／2 宣言の具体例

IV 反社会的勢力対応部署の設置と役割

- 1 反社会的勢力対応部署の位置づけ／2 反社会的勢力対応部署の設置／3 反社会的勢力対応部署の役割・活動

V 属性確認(チェック)

- 1 属性確認の必要性とその内容／2 事前審査と継続審査／3 属性審査体制の確立

VI 反社会的勢力情報の収集とデータベース化

- 1 反社会的勢力データベース構築の重要性／2 反社会的勢力データベース構築の具体的取組方法／3 公知情報の収集／4 警察からの情報提供／5 都道府県暴追センターからの情報提供

VII 情報と伝達

- 1 反社情報の一元化の必要性／2 有事に備えた体制の整備／3 各種関係団体の紹介

VIII 暴力団(反社会的勢力)排除条項の導入と適用

- 1 暴排条項の機能／2 暴排条項例

IX 社内体制の構築

- 1 PDCAサイクル／2 監視活動／3 企業トップの姿勢の重要性／4 社員研修／5 人事政策

X 平時の関係遮断

- 1 契約締結後の対応／2 契約締結前の対応／3 関係遮断後の対応

第3章 株主総会と暴力団排除

I 総会屋とは

II 総会屋の活動実態、動向

- 1 総会屋の現状／2 総会屋の勢力、株主総会への総会屋出席状況／3 事例に見る手口／4 総会屋の動向

III 罰則規定

- 1 利益供与罪、利益受供与罪(会社法970Ⅱ)／2 利益供与要求罪(会社法970Ⅲ)／3 威迫を伴う利益受供与罪、利益供与要求罪(会社法970Ⅳ)

IV 株主総会当日に向けた総会屋対応

- 1 株主総会前の対策／2 株主総会当日の不規則発言への対応、事務局の体制／3 事前質問状／4 動議への対応

第5編 行政対象暴力

I 行政対象暴力とは

II 行政対象暴力への対応方法

- 1 総説／2 文書購読要求／3 寄付金・奨励金要求／4 公営住宅等からの暴力団排除／5 生活保護行政における不当要求対応と暴力団排除／6 公共事業からの暴排と参入要求対応／7 廃棄物処理事業からの暴力団排除と不当要求対応／8 その他

第6編 離脱支援

I 暴力団からの離脱

- 1 離脱問題とは／2 離脱問題に取り組み必要性／3 離脱問題の現状／4 実際の事例／5 今後に向けて／6 弁護士として

II 企業のホワイト化

- 1 暴力団排除をめぐる近時の動き／2 企業の対応／3 事例の紹介～佐賀県における取組～／4 今後について

書式編

資料編

- 資料1:指定暴力団の指定状況
- 資料2:不起訴事件記録の開示について
- 資料3:申立てに必要な書類等、納金金額標準表
- 資料4:社内体制構築のためのチェックリスト
- 資料5:業種別暴排条項例・内部規則例

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料)
電話受付時間:平日9時から17時

TEL:0120-953-431
FAX:0120-953-495

Web
サイト

URL: <http://gyosei.jp>

■個人情報の取り扱いについて

【利用目的】 ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】 お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】 利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】 個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等を求める際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】 株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時～17時

【個人情報保護管理者】 情報管理担当執行役員

キリトリ線

上記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、下記図書を申し込みます。

民事介入暴力対策マニュアル 第5版

A5判・定価(本体4,500円+税)送料350円 コード 5108120-00-000 民暴(5版)

御住所(〒)

[社費・公費・私費]

フリガナ
御氏名

TEL

e-mail

@

※送料は平成27年1月時点の料金です。

●取扱者



株式会社
ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 〒104-0061
本部 東京都江東区新木場1-18-11 〒136-8575
TEL: 0120-953-431 / FAX: 0120-953-495

URL: <http://gyosei.jp>

(H27.1)

ISBN978-4-324-09922-3 コード 5108120-00-000 民暴(5版)